

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規定

(目的及び意義)

第1条 この規定は、公益財団法人北陸体力科学研究所（以下「当財団」という。）定款第15条及び第30条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、当財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員及び特別な職務を執行した役員には、その対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とする。
- 3 使用人兼務役員の報酬は、その兼務の状況によって役員報酬と使用人給与に区分して支給する。
- 4 常勤役員には退職金を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員に対する報酬の総額は年額900万円の範囲内とし、各常勤理事に対する定例役員報酬の額は理事会で定めるものとする。

(報酬等の支払と控除)

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、原則として職員給与の支給日に支給するものとし、非常勤役員等にあつては、必要の都度支払うものとする。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、

積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員及び評議員が、その職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員の支給規定に準ずる。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規定は、公益財団法人北陸体力科学研究所の設立の登記の日から施行する。

本規定の第4条を改定し平成24年6月23日より施行する。

本規定の第3条を改定し平成28年6月23日より施行する。